

令和7年度
包括外部監査結果報告書

青森県警察に係る事業管理
及び財務事務の執行について

概要版

令和8年3月

青森県包括外部監査人
公認会計士 高橋 政嗣

目次

第1章 外部監査の結果に関する総括	1
第1節. 指摘事項又は意見の総括	1
第2章 外部監査の結果の要約	5
第1節. 計画に係わる指摘事項又は意見	5
第2節. 運営管理に係わる指摘事項又は意見	7
第3節. 法令等違反に係わる指摘事項又は意見	16
第4節. 会計管理・内部統制に係わる指摘事項又は意見	18
第5節. 規定・業務基準に係わる指摘事項又は意見	20
第6節. 評価・対策に係わる指摘事項又は意見	21
第7節. 情報開示に係わる指摘事項又は意見	22
第9節. 付言	27
第3章. 監査結果の集計	28
第1節. 性質分類別の監査結果	28
第2節. 章節項目別の監査結果	29

第1章 外部監査の結果に関する総括

第1節. 指摘事項又は意見の総括

第1. 指摘事項・意見の総括表

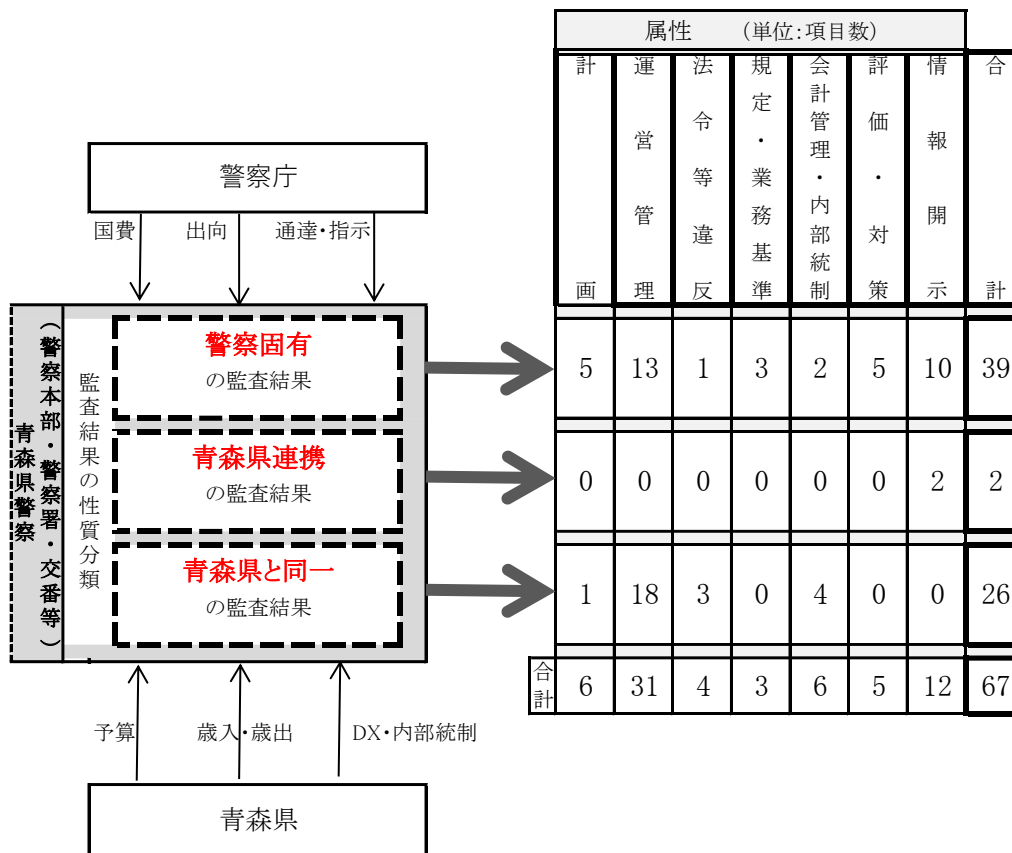
包括外部監査の監査テーマとして都道府県警察を対象とした包括外部監査報告書の事例は、これまで数例である。

都道府県警察の組織の特徴として、都道府県警察は都道府県の公安委員会の管理下に置かれているが、警察運営については警察法、警察官職務執行法等の法律の下で警察庁が国及び都道府県警察の警察運営を指揮監督している関係で警察庁による訓令、通達等や大規模災害等に際しては警察庁長官による命令等に応じて運営することになる。

他方、事務執行においては、都道府県の事務執行の規則に応じて処理することになっている。このように都道府県警察は警察運営と事務執行の二つの機能が都道府県警察の中に組み込まれており、都道府県に属する他部門と異質な組織体であることが特徴的である。また、警察活動において多くの秘匿性があることから包括外部監査の業務においても監査対象部門あるいは警察庁の判断により非公開となる場合も少なくなく、他部門の包括外部監査と異なり苦慮したところである。

監査の結果、検出された指摘事項・意見について、その属性から「計画」、「運営管理」、「法令等違反」、「会計管理・内部統制」、「規定・業務基準」、「評価・対象」、「情報開示」に分類し、さらにそれぞれが青森県警察と警察庁や青森県との関係から「警察固有の監査結果」、「青森県との連携の監査結果」、「青森県と同一の監査結果」に分類・集計したものが以下の図表である。

【図表 1-1 指摘事項又は意見の項目数の総括】



(出所: 監査人作成)

監査の結果、検出した指摘事項又は意見について、属性に応じて整理・分類し、総括したものが以下の7つの分類である。

【図表 1-2 指摘事項又は意見の総括的分類】

1. 計画
2. 運営管理
3. 法令等違反
4. 会計管理・内部統制
5. 規定・業務基準
6. 評価・対策
7. 情報開示

PDCA サイクル(仮説・検証型プロセスを循環させマネジメントの品質を高めようとする概念)に照らし、Plan(計画)、Do(実行)、Check(測定・評価)、Action(対策・改善)のサイクルから計画、運営管理、評価・対策に分類し、さらに指摘事項・意見の内容から法令等違反、規定・業務基準、会計管理・内部統制、情報開示を加えて分類基準とした。

いずれも警察行政の事務執行にあたって重要な要素を含んでおり、改善措置や検討を要するものと認められた。

この図表から見えることは、以下の諸点である。

- ①PDCA サイクルの「計画」の脆弱性が警察固有の機能において認められる。
- ②「運営管理」については、「警察固有」と「同一」の性質分類においていずれも監査結果の項目数が多いことである。「警察固有」の監査結果は、様々の領域にわたっている。「同一」の項目数が多いのは青森県の財務事務が金太郎飴の如く青森県警察の財務事務に影響を及ぼしているからであると思料する。
- ③属性における「規定・業務基準」、「評価・対策」、「情報開示」においても「警察固有」の監査結果の項目数が相当程度あり、管理機能の強化や革新的な情報開示の検討が必要とされることを示唆している。

第 2. 総括

図表 1-1 で明らかのように監査結果は、「警察固有の監査結果」が多い。この中で法令等違反は法令等を遵守し、会計管理・内部統制は適切に会計管理をし、内部統制はコントロールの強化を図らなければならない。また、規定・業務基準は既定の規定・業務基準の見直しや改定が必要となり、規定・業務基準がなければ新たに作成しなければならない。

ここでは後述した第 3. 総括表の明細に記載した図表の備考欄に「今後の青森県警察の行政において、特に取り組むべきものとして」◎印を付した内容に重点を置きながら監査結果の総括をすることとする。

計 画

PDCA サイクルの Plan (計画) に焦点を置いて青森県警察においても Plan (計画) 機能を果たすことが重要であるという認識の下に「中長期計画又はビジョンの策定」、「単年度事業計画の作成」、「基本方針と重点目標の開示」等が重要であると考えて提言した。

運営管理

運営管理の領域は広範囲にわたっているが、この中で特に「警察不祥事の再発防止」、「公安委員会の委員長及び委員に対する報酬」、「警察学校の退職者の減少防止策」等については、今後の青森県警察において取り組むべき課題として記載した。

法令等違反

青森県運転免許センターの産業医選任については労働安全衛生法との関係、退職金事務については所得税法との関係、36 協定については労働基準法との関係において法令等に対する遵守違反について記載した。

会計管理・内部統制

特に青森県警察と内部統制制度との関係について簡単に考察し、青森県内部統制評価報告書の問題点について記述した。

規定・業務基準

規定・業務基準の見直しや新規作成について述べている。

評価・対策

PDCA サイクルの Check (測定・評価)・Action (対策・改善) の局面は、PDCA サイクルをうまく循環させるために重要な局面を担っている。

事業管理におけるKPI重点目標の設定と評価、青森県の警察行政を俯瞰する観点から青森県警察の警察白書の作成による評価が必要であることを記載している。

情報開示

青森県警察と外部利害関係者との情報の橋渡し機能を有している青森県警察のホームページの重要性に鑑みて、青森県警察のホームページの見直し・改善点を記載した。

また、青森県警察の警察行政が「青森県民が安全・安心を実感できる青森県の実現」の端緒になるように青森県犯罪統計を適切に青森県民に情報開示することを提言した。

さらに捜査費のホームページにおいてQ&A形式によって情報を提供し、県民の関心を深めることについて言及した。

第2章 外部監査の結果の要約

第1節. 計画に係わる指摘事項又は意見

【図表 2-1 監査結果一覧表の項目説明】

項目	説明
性質	指摘事項又は意見について、青森県警察固有のものについては「固有」、青森県で発生していることが青森県警察でも発生しているものについては「同一」、青森県と青森県警察との連携で生じるものについては「連携」として記載した。
章節の項目	結果が検出された本文の章節。
結果	監査結果としての指摘事項又は意見。 指摘事項の表記は、「指摘」とした。
頁	本概要版に記載した該当する最初の頁を指す。

(注) 図表 2-2 から図表 2-8 まで項目説明は同様である。

【図表 2-2 計画に係わる結果一覧表】

性質	指摘事項又は意見の表題	章節の項目	結果	頁
固有	青森県警察の組織運営に関する中長期計画又はビジョンの策定について	事業管理	意見 1	5
〃	単年度事業計画の作成について	〃	意見 2	6
〃	青森県警察の基本方針と重点目標の開示について	〃	指摘 1	6
〃	「青森県警察次世代育成・女性活躍推進計画」について	〃	意見 3	6
〃	人口減少時代に突入した警察行政、特に警察署の対応について	警察署	意見 53	7
同一	交番及び駐在所に係る長寿命化・総量最適化・有効活用に向けた取組方針について	警務部	意見 34	7
	項目数合計 [指摘:1] [意見:5] [合計:6]			

上表(計画)の項目別要約

性質	章節の項目	指摘	意見	計	性質計
固有	事業管理	1	3	4	5
〃	警察署	0	1	1	
同一	警務部	0	1	1	1
	合計	1	5	6	6
性質分類合計 固有[5] 連携[0] 同一[1] 合計[6]					

[本文第8章 第1節. 事業管理]の監査結果から

青森県警察の組織運営に関する中長期計画又はビジョンの策定について(意見 1)

青森県警察では組織運営に関する中長期計画又はビジョンの策定はない。組織を運営していくには、PDCA サイクルの手法を導入して組織の持続的な成長と改善を目的とした管理運営が重要であるが、青森県警察では、これまで中長期計画又はビジョンを作成する慣例がないためか策定していないのが実態である。

青森県警察において抱えている問題点について、その問題点の重要度や緊急度に応じて計画年度に落とし込んでいくことは組織運営においては至極当たり前のことであり、法律や通達等に規定されていないから計画やビジョンを策定しなくてもよいということではない。

[本文第 8 章 第 1 節. 事業管理]の監査結果から

単年度事業計画の作成について(意見 2)

単年度事業計画は、中長期計画又はビジョンから単年度に落とし込んだ事業計画であるが、中長期計画又はビジョンを作成していないためか青森県警察では単年度事業計画を作成していない。

都道府県警察の事業計画は、各都道府県の犯罪情勢や地域特性を反映して個別に編成されている。予算の約 8 割は人件費で占められているが、残りの予算で装備資機材の整備、施設の維持管理、地域独自の安全対策などを実施している。

[本文第 8 章 第 1 節. 事業管理]の監査結果から

青森県警察の基本方針と重点目標の開示について(指摘事項 1)

令和 6 年青森県警察運営方針は、『安全・安心を実感できる青森県の実現』(青森県公安委員会)、活動指針として「強く・正しく・温かく」(警察本部長)となっている。

しかしながら、具体的に重点目標を項目として記載したものはない。令和 5 年においては警務部、総務室、生活安全部、刑事部、交通部、警備部の各部ごとに運営重点と列挙していたが、令和 6 年においては各部ごとの運営重点は削除され、青森県警察の全体としての重点目標についても記載されていない。令和 6 年において変更した理由に関する文書は何一つ残っていない。

所管課が変更理由を調査した結果についてフォローアップ作業において聞き取りしたが、重点目標の開示の重要性を考えたスマートな対応を考慮すべきであり、有効性の視点から指摘事項とした。

[本文第 8 章 第 1 節. 事業管理]の監査結果から

「青森県警察次世代育成・女性活躍推進計画」について(意見 3)

「青森県警察次世代育成・女性活躍推進計画」については令和 5 年 4 月に発出している。この資料は、次世代育成支援対策推進法(平成 15 年法律第 120 号)、女性の職業生活における活躍に関する法律(平成 27 年法律第 64 号)に基づく特定事業主行動計画を一本化したものである。

青森県警察が作成した「青森県警察次世代育成・女性活躍推進計画」の内容について検討すべき内容があるものとして、京都府警察と資料比較により、①価値観・意識の改革、②両立支援制度、③女性職員の活躍の推進、④仕事と子育て・介護との両立に向けた支援の各項目について記載した。

[本文第 17 章 警察署]の監査結果から

人口減少時代に突入した警察行政、特に警察署の対応について(意見 53)

警察署は青森県内に 17 警察署あり、今後どのように統合再編されていくのか、人口減少に対応した警備体制はどのように変革していくのか等について中長期のスパンで検討が行われなくてはならない。しかしながら、どのような議論が行われ、どの部門が主体になって進められていくのかが明らかではない。検討課題としては、様々な角度から検討しなければならないと思われるが具体的に項目を列挙して提案した。

警察官の採用、夜間や休日の初動体制の対応、人口減少に伴う地域コミュニティの希薄化、限られた警察官・職員というリソースを一層効果的に活用するため、警察組織全体の最適化や再配分、広大な県土や長い海岸線を持つ地域では、警察官一人あたりの担当面積や人口の負担が相対的に増加への対処、人口の高齢化に伴う特殊詐欺や悪質商法といった高齢者をターゲットにした犯罪の被害が深刻化、高齢運転者による交通事故対策、空き交番・駐在所を解消する必要性、警察活動の高度化・合理化のため、サイバーセキュリティ対策資機材や鑑識・鑑定システムなどの先端技術の活用や、警察行政手続きのデジタル化対応、職員の健康管理、休暇取得の促進、勤務環境の改善など、人口減少時代にどのように働き方改革を進めていくのかである。

[本文第 10 章 警務部]の監査結果から

交番及び駐在所に係る長寿命化・総量最適化・有効活用に向けた取組方針について(意見 34)

交番及び駐在所に係わる長寿命化・総量最適化・有効活用に向けた取組方針について青森県警察として長期的な取組方針を文書化し、その取組方針に準拠して推進すべきであるとする。

大阪府警察では、交番及び駐在所について最適な状態で維持・管理及び運営するための整備計画を取組期間 10 年単位で作成し、取組の進捗状況を毎年検証するとともに、おおむね 3 年が経過した時点で必要に応じて見直しをしている事例を紹介した。

第 2 節. 運営管理に係わる指摘事項又は意見

【図表 2-3 運営管理に係わる結果一覧表】

性質	指摘事項又は意見の表題	章節の項目	結果	頁
固有	警察不祥事の再発防止の公表と実施について	警察不祥事	指摘 10	9
〃	県公安委員会による警察不祥事に関する青森県警察に対する文書による指導について	〃	意見 24	9
〃	公安委員会委員が定例会議への出席率が低い場合の対応について	公安委員会	意見 29	9
〃	公安委員会の委員長および委員の報酬について	〃	意見 30	9
〃	警察署協議会議事録について	警務部	指摘 11	9
〃	職務倫理及び服務の根本基準を浸透させるために	〃	意見 31	10
〃	留置施設数の総合的な管理について	〃	意見 32	10
〃	警察スクールサポーターの増員について	生活安全部	意見 38	10
〃	e ラーニングシステムの利用状況把握について	〃	意見 40	10

性質	指摘事項又は意見の表題	章節の項目	結果	頁
〃	自動車 OSS の利用率拡大について	交通部	意見 44	11
〃	大型自動車第一種免許取得者の増加に向けて	警備部	意見 47	11
〃	警察学校の卒業を待たずに退職する者を減少させる方策について	警察学校	意見 48	11
〃	資料あっせん事業(黄色い帽子、安全運転ガイド等)の取扱いについて	財政的援助団体	意見 56	11
同一	財産処分手続きの短縮化について	固定資産管理	意見 11	12
〃	未利用財産の利活用について	〃	意見 12	12
〃	ライフサイクルコストの考慮不足について	〃	意見 13	12
〃	PFI 手法の柔軟な適用に向けた検討体制の整備について	〃	意見 14	12
〃	入札及び契約保証金免除要件の確認について	〃	意見 15	13
〃	受託者の自主点検報告の未受領について	業務委託	指摘 6	13
〃	月間作業報告書の誤りについて	〃	意見 16	13
〃	設備管理業務に関する複数年契約の導入検討について	〃	意見 17	13
〃	前金払の根拠の文書化等について	〃	指摘 7	14
〃	食材費徴収・支払に係る業務フローの変更について	〃	意見 18	14
〃	入札時期の前倒しについて	〃	意見 19	14
〃	プロポーザル参加業者の増加施策について	〃	意見 20	14
〃	プロポーザル参加業者が少数の場合における採点方法の再考について	〃	意見 21	15
〃	青森県警察ポータルシステムにおける出退勤記録について	人件費・労務管理	意見 23	15
〃	入居人数 0 人 空室率 100%の待機宿舎について	警務部	意見 33	15
〃	予算配当残が予算額 39%について	〃	意見 37	15
〃	電子契約についての検討について	財政的援助団体	意見 54	15
〃	更新時講習等業務委託契約に関する複数年契約の検討について	〃	意見 55	16
	項目数合計 [指摘:4] [意見:27] [合計:31]			

上表(運営管理)の項目別要約

性質	章節の項目	指摘	意見	計	性質計
固有	警察不祥事	1	1	2	13
〃	公安委員会	0	2	2	
〃	警務部	1	2	3	
〃	生活安全部	0	2	2	
〃	交通部	0	1	1	
〃	警備部	0	1	1	
〃	警察学校	0	1	1	
〃	財政的援助団体	0	1	1	
同一	固定資産管理	0	5	5	18
〃	業務委託	2	6	8	
〃	人件費・労務管理	0	1	1	
〃	警務部	0	2	2	
〃	財政的援助団体	0	2	2	
	合計	4	27	31	31
性質分類合計 固有[13] 連携[0] 同一[18] 合計[31]					

[本文第 8 章 第 10 節. 警察不祥事]の監査結果から

警察不祥事の再発防止策の公表と実施について(指摘事項 10)

警察不祥事に対する再発防止対策を作成し、それを実行していくことは重要なことであると考え
るが、再発防止策について公表されていないので県民が知るができない。

県民に対する信頼性を保持するとともに警察組織の健全な維持のためにも警察不祥事の原因
分析を行うとともに警察職員が共有した再発防止策に基づいて運用することが急務である。

[本文第 8 章 第 10 節. 警察不祥事]の監査結果から

青森県公安委員会による警察不祥事に関する青森県警察に対する文書による指導について(意 見 24)

警察不祥事について青森県公安委員会から青森県警察に対して文書により指導を行ったものは
ない。県公安委員会は、青森県民の代表として青森県警察を管理する存在である。県公安委員会
が青森県警察の管理機関として本来的な役割を発揮するには、深刻な警察不祥事が発生した場
合に青森県警察に対して継続して発生している警察不祥事の原因究明と再発防止策について、
文書による指導を行うことが重要と考える。

[本文第 9 章 公安委員会]の監査結果から

公安委員会委員が定例会議への出席率が低い場合の対応について(意見 29)

令和 6 年 4 月から令和 7 年 3 月までの公安委員会定例会議の会議録の内容をみたところ、年
36 回開催される定例会議において、年間 8 回欠席している委員がいた。

この事実に着目して公安委員会の定例会議の重要性や対応等について意見を申し述べた。

[本文第 9 章 公安委員会]の監査結果から

公安委員会の委員長および委員の報酬について(意見 30)

公安委員会の委員長および委員の報酬については、特別職の職員の給与に関する条例にお
ける別表第 2(第 6 条関係)において規定されているが、公安委員会の委員長及び委員の職責と
実働日数に照らしてバランスのとれた報酬の見直しについて提言したもの。

[本文第 10 章 警務部]の監査結果から

警察署協議会議事録について(指摘事項 11)

青森県警察のホームページで公開されている警察署協議会の議事録をみると、令和 7 年 6 月
26 日開催分の青森警察署の議事録は出席者の人数のみで、出席者の名前、欠席者の名前が記
載されていない。

青森県警察署協議会の運用について(総務第 76 号 令和 4 年 3 月 30 日)では、別記様
式 4 において明確に出席者の名前を記載するようになっており、規則に準拠した議事録ではな
い。

[本文第 10 章 警務部]の監査結果から

職務倫理及びサービスの根本基準を浸透させるために(意見 31)

警察職員にとっての職業倫理、サービスの根本基準の重要性に考えると、その重要性を説くだけでなく、具体的に浸透させるやり方についても検討して実行されることを提案したもの。

[本文第 10 章 警務部]の監査結果から

留置施設数の総合的な管理について(意見 32)

被留置者は令和 2 年度の 538 から令和 6 年度の 636 へ 18%の増加を示している。留置施設のない警察署においては留置施設のある警察署で留置されることになる。

青森県検察庁の本庁は青森市にあり、支部は弘前市、八戸市、五所川原市、十和田市に設置されており、送致との関連においても青森警察署、弘前警察署、八戸警察署、五所川原警察署、十和田警察署の留置施設の空き施設数の管理が重要になると思われる。

加えて、担当職員の減少の予測や、担当職員の年齢構成の変化、留置施設の老朽化による改修、建て替えの時期等も含めて、特に青森警察署、弘前警察署、八戸警察署の留置施設の空き施設数の管理については特段に重要性が増すものと想定されるため、より総合的な視点から検討されることを提案したい。

[本文第 12 章 生活安全部]の監査結果から

警察スクールサポーターの増員について(意見 38)

現状では、警察スクールサポーターが八戸警察署に 1 名となっており、警察スクールサポーター設置による効果があると評価しているものと想定される。しかしながら、折角のよい制度でも八戸警察署 1 名のみでは残念至極である。

他の警察署でどうして設置できないのか等の分析を行い、警察スクールサポーターの普及に努めるよう提言した。

[本文第 12 章 生活安全部]の監査結果から

eラーニングシステムの利用状況把握について(意見 40)

本事業において作成した eラーニングシステムは CD-R に収めて県内の全高等学校に配布したほか、青森県警察のホームページにも掲載している。ホームページにおける同システムの利用回数は現状の体制では把握できず、県内の高等学校に配布した CD-R についても、同システムの利用回数に関する調査は行っていない。そのため、作成した eラーニングシステムは利用回数を把握できる体制になく、費用対効果が検証できないので、是正すべきである。

[本文第 14 章 交通部]の監査結果から

自動車 OSS の利用率拡大について(意見 44)

OSS はオンラインの活用により申請者が手続きの時間と手間を削減できるシステムではあるが、申請手続きを新たに覚える必要があり、誤申請した際の修正手続きが面倒であるなどの理由から書面による申請方法を選ぶ者が多く、利用率は低調である。利用率向上を妨げている要因を把握し、改善することにより利用率の向上を提言した。

[本文第 15 章 警備部]の監査結果から

大型自動車第一種免許取得者の増加に向けて(意見 47)

監査の結果、大型自動車第一種免許取得者のニーズは高いが、予算措置との関係から計画的に取得させようとのことであった。しかしながら、現状における数名の予算額では、現況における必要とされる大型自動車を運転する者のニーズに対して不足となる事態に陥る可能性があるのではないかという疑念を抱く。実際の大型自動車の運行にあたっては、運転者のみならず交替要員も必要であり、多くの大型自動車第一種免許取得者が必要なのは、云わずものかと思われるが、予算申請に際しては例年よりも増額することを願いたい。

[本文第 16 章 警察学校]の監査結果から

警察学校の卒業を待たずに退職する者を減少させる方策について(意見 48)

長期課程の退職者は令和 5 年度、令和 6 年度と増加傾向にある。第 1 次試験、第 2 次試験に合格し、晴れて警察学校に入校したものの、寮生活、規律になじめない等の理由で退職してしまうのは青森県の警察行政にとっても損失である。退職者をゼロにすることは難しいことであろうと思われるが、これまでの警察学校での経験や入校者の警察学校での日常の生活態度等を人間観察している中で改善に結びつくヒントを得ることができないだろうか。

人口減少化時代に向けて、警察の人材資源を確保するために、様々な角度から検討を加えて改善されることを期待した。

[本文第 18 章 財政的援助団体]の監査結果から

資料あっせん事業(黄色い帽子、安全運転ガイド等)の取扱いについて(意見 56)

青森県交通安全協会が事業実施計画書の中で収益事業としている「資料あっせん事業(黄色い帽子、安全運転ガイド等)」については、使用目的を事務所としている中に含まれている。事務所には事務所の運営と収益事業活動が含まれると解される。青森県としては、交通安全活動の一環として活動しているので家賃を免除しているものと想定されるが、厳密には「資料あっせん事業(黄色い帽子、安全運転ガイド等)」についてどのように対応するのかを青森県交通安全協会(地区交通安全協会)と青森県警察が合意した文書は存在しない。「李下の冠」と言われるように明確な合意をした文書を作成しておくことが肝要なのではないか。

[本文第 8 章 第 5 節. 固定資産管理業務]の監査結果から

財産処分手続の短縮化について(意見 11)

十和田市西 14 番町公舎に係る土地及び建物の処分を例にとり、財産処分手続の短縮化を提案した。そのポイントは、以下のとおりである。

- ①内部手続きの簡素化
- ②権限移譲
- ③民間委託
- ④公開型プロポーザル
- ⑤オンライン処理手続きの導入
- ⑥包括承認
- ⑦担当者間の連携体制の明確化 等

[本文第 8 章 第 5 節. 固定資産管理業務]の監査結果から

未利用財産の利活用について(意見 12)

令和 6 年 5 月末現在、青森県警察に帰属する未利用財産として、土地 41 件(面積計 31,168 m²)、建物 61 件(延床面積計 12,594 m²)が確認されている。

未利用財産の継続的な保有は、財産管理に係る人的・物的コストの増加を招き、行政運営上の非効率性を生じさせる要因となり、維持管理費の発生、定期的な点検・報告義務、保管場所の確保など、活用されていないにもかかわらず継続的な費用負担が発生する場合は、財政的な影響も看過できない。このような状況を鑑みて、いくつかの対策案を提示した。

[本文第 8 章 第 5 節. 固定資産管理業務]の監査結果から

ライフサイクルコストの考慮不足について(意見 13)

青森県警察が資産を取得する際、取得後の維持管理費、更新費、廃棄費用などを含むライフサイクルコストを把握し、十分な計画に基づき投資判断が行われた事例は確認されなかった。

取得後の管理責任を明確化し、予算措置を含めた長期的な維持管理計画を策定することで、財政負担の平準化と資産の有効活用が期待される。ライフサイクルコストを踏まえた資産管理は、限られた財源の中で公共サービスの質を維持・向上させるために不可欠であり、今後の行政運営において重要な視点となる。

[本文第 8 章 第 5 節. 固定資産管理業務]の監査結果から

PFI 手法の柔軟な適用に向けた検討体制の整備について(意見 14)

青森県では、公共施設の整備等に際し、民間の資金とノウハウを活用すべく PFI 手法等の導入可能性の検討が図られているが、現行の運用要領においては、延べ床面積が 15,000 m²以下の案件については検討対象外とする規定のため、派出所や交番などの小規模施設の整備に活用されていない。

他の自治体の先行事例では、複数の派出所等を集約し、多面的・機能的に一体化した整備計画とすることで、PFI手法の適用可能性を柔軟に拡大している事例が確認されている。これにより、民間資金やノウハウを活用した効率的な整備・運営が実現し、財政負担の平準化やサービス水準の向上に貢献しているため、公共施設の最適整備の観点から、施設の性質や配置、整備目的等を踏まえた柔軟な適用をすべきことを提言した。

[本文第8章第5節. 固定資産管理業務]の監査結果から

入札及び契約保証金免除要件の確認について(意見15)

青森県財務規則によれば、入札及び契約の際には、原則として入札保証金及び契約保証金の納付を受けることが求められているが、所定の要件を満たす場合には、例外的に入札及び契約保証金の免除が認められている。本件の入札案件においては、免除要件を満たしているとの前提で、入札設計段階から保証金の免除方針が採用されており、実際に入札保証金の受領は行われていなかった。

しかしながら、管理資料上には、当該免除が実際にどの要件に該当するかについての記載がなく、第三者が確認した場合にその判断根拠が不明な状況であった。このため、制度運用の透明性や説明責任の確保に課題がある。

[本文第8章第6節. 業務委託]の監査結果から

受託者の自主点検報告の未受領について(指摘事項6)

「青森県清掃業務特記仕様書(以下、「仕様書」とする。)」にて受託者が実施すべきと定める自主点検に係る報告を青森県警察は受領していない。

自主点検の趣旨は、受託者の第三者がモニタリングを行うことにより、清掃業務の品質を保つことにあると考えられ、仕様書に定める以上、自主点検報告を受領し、適切な業務実施がなされていることを確認する必要がある。なお、他の清掃業務契約も同状況であり全体的な対応を求める。

[本文第8章第6節. 業務委託]の監査結果から

月間作業報告書の誤りについて(意見16)

月間報告書には清掃作業区分毎の作業をいつ実施したかが報告されるが、令和6年10月11日及び令和7年3月11日に「日常清掃及び巡回清掃」を実施したにも関わらず、実施していない旨の誤った報告がなされていた。

[本文第8章第6節. 業務委託]の監査結果から

設備管理業務に関する複数年契約の導入検討について(意見17)

当委託業務においては、複数場所の多数の設備を管理する必要があり、受託者には相応の知識・経験と人的リソースを確保する必要がある。このような特性を勘案して複数年契約を締結することにより得られるメリットを説明し、多くのメリットの享受を目的に導入検討について提案した。

[本文第 8 章 第 6 節. 業務委託]の監査結果から

前金払の根拠の文書化等について(指摘事項 7)

当委託契約において、前金払(業務完了に先んじて受託者に委託料を支払うこと)が行われているが、その根拠が文書化されていない。前金払いを行う理由を適切に文書化すべきである。

具体的に以下の 2 つの問題点を挙げて検証した。

(問題点①)前金払いを行う根拠について文書化をしていない。

(問題点②)前金払いの必要性について受託者と協議をしていない。

[本文第 8 章 第 6 節. 業務委託]の監査結果から

食材費徴収・支出に係る業務フローの変更について(意見 18)

「給食業務委託仕様書」によると、給食食材は食事の提供を受けた者が負担することが明示されている。資金フローとしては、警察学校事務局が、給食の提供を受けた者より現金を徴収し、受託者へ出金を行っている。預かった食材費については、いわゆる私費会計として公金外の現金として取り扱っている状況にある。地方自治法の規定から食材費の取り扱いについて示唆した。

[本文第 8 章 第 6 節. 業務委託]の監査結果から

入札時期の前倒しについて(意見 19)

当委託業務の開始は令和 6 年 6 月 1 日となっているが、当初は令和 6 年 4 月 1 日開始を想定していた。当初入札で応札者がいなかったため、契約開始が後ろにずれ込んだ影響である。令和 6 年 4 月 1 日～5 月 31 日の間は、弁当宅配等で対応しており、手配にかかる事務負担が相応であったことや、入校生のモチベーション低下も想定されるところである。

このような事態にあたって入札時期の前倒しについて提言した。

[本文第 8 章 第 6 節. 業務委託]の監査結果から

プロポーザル参加業者の増加施策について(意見 20)

近年、警察官を志望する若者が減少する「若者の警察官離れ」が言われており、青森県も例外ではなく採用試験の受験者数は減少傾向にある。

対応として、多くの者にプロポーザルに参加してもらうために、指名業者を増やすこと(現状青森市の業者に限定しているが、全県を対象とする等)や、一般競争入札のように不特定多数の者が参加できるような参加条件を設定するといった対応を検討することを提案した。

[本文第 8 章 第 6 節. 業務委託]の監査結果から

プロポーザル参加業者が少数の場合における採点方法の再考について(意見 21)

現状の採点方法では、プロポーザル参加業者が少数の場合において、一次審査の初任科生の最終得点が著しく薄まってしまうという問題点が発生してしまう。このような点に着目して採点方法の再考を促したもの。

[本文第 8 章 第 7 節. 人件費・労務管理]の監査結果から

青森県警察ポータルシステムにおける出退勤記録について(意見 23)

青森県警察ポータルシステムにおける令和6年9月の出退勤記録を確認したところ、勤怠の入力漏れや入力誤りが監査対象としたサンプル8名中3名発生していた。

出退勤記録管理の趣旨は職員の職務状況の適正な把握であり、網羅性や正確性を欠いた出退勤記録では目的を達成できない。また職員が入力した出退勤記録に対する所属上長の確認については、確認状況のモニタリングが行われておらず、運用徹底に向けた積極的な取り組み姿勢が確認できない。

[本文第 10 章 警務部]の監査結果から

入居人数 0 人 空室率 100%の待機宿舎について(意見 33)

廃止が決定した待機宿舎については、入居ができない。従って、浜館待機宿舎、石江待機宿舎、みどり町待機宿舎については、今後の売却動向を見守ることになる。もし、売却できなければ建物を取り壊して土地の売却を検討することになり、解決までには長い道のりとなる。

そもそも青森県警察が保有している待機宿舎は、老朽化した建物が多く、入居の可能性も相当に低い物件である。もっと早い段階で待機宿舎の利用の有無の判断と、利用する場合の効率的運用、長寿命化に関する検討をしておかなければならなかったものと推測する。

[本文第 10 章 警務部]の監査結果から

予算配当残が予算額 39%について(意見 37)

予算配当残が予算額の 39%と高い理由については、所管課の説明資料のとおりであるが、当初予見できなかった状況の変化により生じたものと理解できるが、予算設定において積算の甘さがなかったかどうかを検証して、今後の予算設定に対処されることを申し述べた。

[本文第 18 章 財政的援助団体]の監査結果から

電子契約についての検討について(意見 54)

青森県ホームページをみると「電子契約を導入しています」というページがある。

一般財団法人青森県交通安全協会と青森県が契約した「更新時講習等業務委託契約書」をみると収入印紙が貼付されており、電子契約ではない。受託者は収入印紙の貼付義務がなくなるので導入を進めるべきである。

[本文第 18 章 財政的援助団体]の監査結果から

更新時講習等業務委託契約に関する複数年契約の検討について(意見 55)

一般財団法人青森県交通安全協会と青森県が締結している「更新時講習等業務委託契約書」は毎年契約を締結しているのは、「青森県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」第二条に該当しない理由からと思われる。

しかしながら、「青森県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」の趣旨や複数年契約への切り替えによって実害がないのであれば、勇気がいることであろうが一般競争入札を前提として「青森県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」の見直しについて検討することも必要であるものとする。

第 3 節. 法令等違反に係わる指摘事項又は意見

【図表 2-4 法令等違反に係わる結果一覧表】

性質	指摘事項又は意見の表題	章節の項目	結果	頁
固有	青森県運転免許センターの産業医選任について	交通部	意見 45	16
同一	退職金支給関連書類の不備について	人件費・労務管理	指摘 8	17
〃	退職所得に係る課税所得額の計算について	〃	意見 22	17
〃	労働基準法及び 36 協定からの逸脱について	〃	指摘 9	17
	項目数合計 [指摘:2] [意見: 2] [合計:4]			

上表(法令等違反)の項目別要約

性質	章節の項目	指摘	意見	計	性質計
固有	交通部	0	1	1	1
同一	人件費・労務管理	2	1	3	3
	合計	2	2	4	4
性質分類合計 固有[1] 連携[0] 同一[3] 合計[4]					

[本文第 14 章 交通部]の監査結果から

青森県運転免許センターの産業医選任について(意見 45)

労働安全衛生法第 13 条第 1 項では、「事業者は政令で定める規模の事業場ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、医師のうちから産業医を選任し、その者に労働者の健康管理その他の厚生労働省令で求める事項を行わせなければならない。」とされ、労働安全衛生法施行令第 5 条では、「法第 13 条第 1 項の政令で定める規模の事業場は、常時 50 人以上の労働者を使用する事業場とする。」とされている。

青森県警察では、従来から本部を含む 11 の事業場において産業医を選任していた。しかし、今回の監査において産業医の選任が対象となったため、改めて県担当者が確認したところ、青森市の青森県運転免許センターにおいて常時雇用する従業員が 50 人以上であったにも関わらず、

産業医を選任していないことが判明した。育児休業中の従業員を常時雇用する従業員から除外して計算していたため、50人未満であるとの認識違いがあったようである。令和7年9月1日付けで運転免許センターにおいて産業医を選任しており、現在状況は改善されているようであるが、従来は労働安全衛生法違反の状態であったことになる。今後も関連法令の理解に努め、法令遵守を徹底してほしい。

[本文第8章 第7節. 人件費・労務管理]の監査結果から

退職金支給関連書類の不備について(指摘事項8)

退職金の支給に関する関連資料を閲覧したところ、退職者から入手すべき退職関連資料のうち、監査対象としたサンプルで入手した「退職所得の受給に関する申告書」について、旧様式を使用し作成及び保管されている事例が数件発見された。

「退職所得の受給に関する申告書」は、原則として必要事項の記載があつてこそ20.42%の源泉徴収の適用から外れるものであると考えられ、適用年度が整合しない申告書では適切に受給者から申告がなされたとは言えない。当該申告書の趣旨を踏まえた運用の周知が必要である。

[本文第8章 第7節. 人件費・労務管理]の監査結果から

退職所得に係る課税所得額の計算について(意見22)

退職金の支給計算は、「退職手当計算書兼退職手当支給通知」の計算書を使用して計算している。当該計算書における退職所得に係る課税額の計算式は、退職給与所得に係る課税額＝(退職手当額－退職所得控除額)/2]である。

所得税法第30条第2項カッコ書きにおいて特定役員退職手当等に該当する場合は当該1/2は考慮しない旨が規定されている。地方公務員である青森県警察職員は、所得税法第30条第5項により役員等に該当するため、役員等勤続年数が5年以下である場合には、その者に対する退職金は特定役員退職手当等に該当し、上記の計算式の1/2の適用は受けられない。そのため現状の計算書様式では、5年以内の退職者が生じた場合であっても、一律に上記計算式が適用される可能性があり、退職所得に係る課税計算を誤るリスクが生じる。

[本文第8章 第7節. 人件費・労務管理]の監査結果から

労働基準法及び36協定からの逸脱について(指摘事項9)

36協定は、協定の締結のみならず行政官庁(青森県警察学校の場合は人事委員会)への届出まで求められており、届出前の協定内容は効力を有さない。

青森県警察学校の令和6年度の36協定を確認したところ、協定の締結日は令和6年4月1日であるが人事委員会への提出は令和6年4月4日付であった。そのため、令和6年4月1日から令和6年4月3日までの期間は、本来は協定内容が無効であり、当該3日間で発生した残業命令件数68件及び残業命令時間数合計118時間は労働基準法に抵触する恐れがある。人事委員会への協定届が遅延した理由は、毎年度の人事異動は4月1日付で正式確定するため、異

動確定後の職員らが締結者となり協定を締結しその日中に届出まで行う時間的余裕がないとのことであるが、辞令の発令日中に 36 協定の締結から届出まで行えるような運用の整備や、前年の職員により翌年度の 36 協定を締結しておく等、人事委員会と相談の上、早急に改善することが求められる。

第 4 節. 会計管理・内部統制に係わる指摘事項又は意見

【図表 2-5 会計管理・内部統制に係わる結果一覧表】

性質	指摘事項又は意見の表題	章節の項目	結果	頁
固有	警察本部の貸借対照表または資産・負債残高表について	青森県警察の財務情報	意見 25	18
〃	リース資産並びにリース債務残高情報の報告について	〃	意見 26	18
同一	青森県内部統制制度について	内部統制制度	指摘 4	19
〃	青森県内部統制評価報告書について	〃	意見 9	19
〃	青森県警察が内部統制制度の対象機関外となっていることについて	〃	意見 10	19
〃	建設仮勘定の会計処理について	固定資産管理	指摘 5	19
項目数合計 [指摘:2] [意見: 4] [合計:6]				

上表(会計管理・内部統制)の項目別要約

性質	章節の項目	指摘	意見	計	性質計
固有	青森県警察の財務情報	0	2	2	2
同一	内部統制制度	1	2	3	4
〃	固定資産管理	1	0	1	
合計		2	4	6	6
性質分類合計 固有[2] 連携[0] 同一[4] 合計[6]					

[本文第 8 章 第 13 節. 青森県警察の財務情報]の監査結果から

警察本部の貸借対照表または資産・負債残高表について(意見 25)

現状においては青森県警察の貸借対照表については、作成の義務がない。しかしながら、青森県警察は、多額の固定資産、支払債務を有しており、青森県警察の貸借対照表の状況を俯瞰することは有益である。きっちりとした貸借対照表を作成するには時間を要するかもしれないが、最初の段階では少なくとも資産・負債残高表の情報があれば役立つものと思料する。

[本文第 8 章 第 13 節. 青森県警察の財務情報]の監査結果から

リース資産並びにリース債務残高情報の報告について(意見 26)

リース契約に関する年額のリース料については、賃借料及び使用料として費用計上されているが、リース資産情報並びにリース債務情報についてはリース会計基準を適用していないので不明である。いくらリース資産があるのか、将来支払わなければならないリース債務がいくらなのか、基

本的な財務情報として、少なくとも青森県警察の上層部幹部や青森県に報告することを検討すべきであると考え。

[本文第 8 章 第 3 節. 内部統制制度]の監査結果から

青森県内部統制制度について(指摘事項 4)

多くの都道府県では、内部統制の方針あるいは内部統制評価報告書において内部統制の対象機関や内部統制の対象事務について明確に記載しているが、青森県内部統制の方針並びに内部統制評価報告書を見ると、内部統制の対象とした機関については不記載となっている。

また、内部統制の対象とする事務は、地方自治法第 150 条第 1 項第 1 号に規定する「財務に関する事務」となっており、青森県警察の財務に関する事務が対象となっているかどうかについては判然としない。明文化しなければ県民は知ることができないし、透明性の視点から大きな問題がある。

[本文第 8 章 第 3 節. 内部統制制度]の監査結果から

青森県内部統制評価報告書について(意見 9)

- (1) 青森県内部統制評価報告書には、「不備の是正に関する事項」の記載はない。東北 6 県の県庁内部統制評価報告書を見ると「不備の是正に関する事項」の記載や別紙として記載している場合が多い。青森県内部統制評価報告書は、1 枚ものの報告書で不備の是正がないことは特筆に値するが、評価手続きや対象領域において改善の余地がないか検討の余地がある。
- (2) 広島県では内部統制評価報告書の付属書類の中で全庁的な内部統制について 6 つの基本的要素である①統制環境、②リスクの評価と対応、③統制活動、④情報と伝達、⑤モニタリング(監視活動)、⑥ICT(情報通信技術)への対応の評価項目ごとに「内部統制の概要」及び「統制内容を示す主な資料(関係規則・通知等)を整理し、不備がある場合には当該不備が重大な不備に当たるかどうかを判断している。青森県では、このようなアプローチの実施の有無が不明である。

[本文第 8 章 第 3 節. 内部統制制度]の監査結果から

青森県警察が内部統制制度の対象機関外となっていることについて(意見 10)

青森県警察が内部統制制度の対象機関外となっていることについて、内部統制制度の対象機関とすべきことを説明するとともに青森県への重要課題として提示し、併せて鳥取県警察が内部統制制度を導入して鳥取県公安委員会に報告している実例を紹介した。

[本文第 8 章 第 5 節. 固定資産管理業務]の監査結果から

建設仮勘定の会計処理について(指摘事項 5)

本件の論点は、①建設仮勘定の事務処理及び検証体制の構築、②事業用資産とインフラ資産の相違の不理解である。

最初の論点については、なお、令和5年度の青森県包括外部監査の意見を示し、二つ目の論点については、「統一的な基準による地方公会計 運用要領・マニュアル」(固定資産台帳編)に区分表が記載されているので説明した。

第5節. 規定・業務基準に係わる指摘事項又は意見

【図表 2-6 規定・業務基準に係わる結果一覧表】

性質	指摘事項又は意見の表題	章節の項目	結果	頁
固有	「警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例」の規定について	警務部	意見 35	20
〃	給貸与品保有基準数一覧表の品目について	〃	意見 36	20
〃	科研費に関する運用ガイドライン策定の検討について	刑事部	意見 43	21
	項目数合計 [指摘:0] [意見: 3] [合計:3]			

上表(規定・業務基準)の項目別要約

性質	章節の項目	指摘	意見	計	性質計
固有	警務部	0	2	2	3
〃	刑事部	0	1	1	
	合計	0	3	3	3
性質分類合計 固有[3] 連携[0] 同一[0] 合計[3]					

[本文第10章 警務部]の監査結果から

「警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例」の規定について(意見 35)

「警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例」第2条第3項に「夏服ズボン及び夏服スカート」と規定されているが、現状では夏服スカートについては停止されているという。また、第3条では私服の支給等として規定されているが、この規定も停止されているとのことである。

この停止されている規定について、包括外部監査の現場作業終了後に条例の一部改正案を提案する旨の報告を得た。

[本文第10章 警務部]の監査結果から

給貸与品保有基準数一覧表の品目について(意見 36)

給貸与品保有基準数一覧表の品目には、ベスト(冬服ベスト、合服ベスト、夏服ベスト)、制服用ワイシャツ、防寒服(I種)、防寒服(II種)の品目が記載されているが、「警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例」第2条の支給被服の品目等には、これらの品目が記載されていない。

また、ベルトについては単位が「本」となっているが、「警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例」第2条の支給被服の品目等では、「個」となっている。

これらの不整合部分については、次回の給貸与品管理要領改正時にベルトの単位を「個」に統一する予定との報告を得た。

[本文第 13 章 刑事部]の監査結果から

科研費に関する運用ガイドライン策定検討について(意見 43)

研究活動には、実験機器の購入費、研究材料費、調査旅費、人件費など、さまざまな経費が発生するが、これらを個人の自己資金だけでカバーするというのは現実的ではなく、科研費が重要な財源となっている。青森県警察の科研費について、運用ガイドラインがないので策定を検討することを提案した。

第 6 節. 評価・対策に係わる指摘事項又は意見

【図表 2-7 評価・対策に係わる結果一覧表】

性質	指摘事項又は意見の表題	章節の項目	結果	頁
固有	KPI 重点目標の設定と評価について	事業管理	指摘 2	21
〃	青森県警察の警察白書について	情報公開	意見 7	21
〃	動画配信媒体について	生活安全部	意見 39	22
〃	参加者 1 人当たりの費用について	〃	意見 41	22
〃	交通安全施設整備の効果測定について	交通部	意見 46	22
	項目数合計 [指摘:1] [意見: 4] [合計:5]			

上表(評価・対策)の項目別要約

性質	章節の項目	指摘	意見	計	性質計
固有	事業管理	1	0	1	5
〃	情報公開	0	1	1	
〃	生活安全部	0	2	2	
〃	交通部	0	1	1	
	合計	1	4	5	5
性質分類合計 固有[5] 連携[0] 同一[0] 合計[5]					

[本文第 8 章 第 1 節. 事業管理]の監査結果から

KPI 重点目標の設定と評価について(指摘事項 2)

青森県が「青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進計画」[第 6 次 2024(令和 6 年)年度～2028(令和 10)年度) 2024 年 3 月青森県]の中で設定した警察関係の KPI 指標は、5 つの指標である。しかしながら、青森県警察としては、警察行政に係わる重要な KPI 指標を設定して、実績を把握するとともに、評価する仕組みを構築することを検討すべきである。そして状況については、青森県警察のホームページにおいて青森県民に対して情報公開することが必要と考える。

[本文第 8 章 第 2 節. 情報公開]の監査結果から

青森県警察の警察白書について(意見 7)

青森県警察では、警察白書を発行していない。警察白書の発行については、義務化されていないので違反ではないが、青森県警察の警察活動を年度毎に発行し、県民ならびに関係機関に公

表することや情報を共有することは極めて有意義なことである。また、警察運営の PDCA サイクルの視点からも警察白書の作成の必要性は極めて高いものと思料する。

[本文第 12 章 生活安全部]の監査結果から

動画配信媒体について(意見 39)

本事業において作成した SNS 型投資・ロマンス詐欺注意喚起動画は、委託先を通じて Youtube、Instagram、Facebook、X の 4 媒体において令和 6 年 11 月から令和 7 年 3 月まで配信された。媒体ごとに差があったため、適切な予算配分を行えばより高い効果を生むことができ、不振媒体に対する広告費を削減できた可能性がある。作成した動画の配信媒体について費用対効果を検討するほか、広告費の引き下げに努める必要性を提言したものの。

[本文第 12 章 生活安全部]の監査結果から

参加者 1 人当たりの費用について(意見 41)

参加者 1 人当たりの開催費用は、全体としても 1 人当たり約 2 万 7 千円(税抜き)が費やされており、参加者 1 人の 1 回当たりの開催費用が社会通念上、相当に高額であることは否めない。以後の事業実施については、費用対効果を検討すべきである。

[本文第 14 章 交通部]の監査結果から

交通安全施設整備後の効果測定について(意見 46)

青森県警察では、交通安全施設の整備について、整備前の詳細な調査によって、整備後の効果を予測したうえで新設・更新・撤去等を決定していることから、特に必要が生じない限りは整備後の事後的な効果測定は実施していないとのことである。しかし、交通安全施設の整備は多額の経費が発生するものであり、事前に詳細に効果予測をしたとしても、予測通りに機能しているかどうか事後的な検証をして次の整備に生かしていくことが必要であると考えます。事後的な効果測定の実施についての検討を提案した。

第 7 節. 情報開示に係わる指摘事項又は意見

【図表 2-8 情報開示に係わる結果一覧表】

性質	指摘事項又は意見の表題	章節の項目	結果	頁
固有	青森県警察に係る各種協定について	事業管理	意見 4	23
〃	青森県警察のホームページについて	情報公開	意見 5	23
〃	警察本部長の就任に伴うメッセージの開示について	〃	意見 6	23
〃	警察における秘匿性と公開・非公開について	〃	意見 8	24
〃	犯罪統計の情報開示を通じた社会的責任について	〃	指摘 3	24
〃	被害者向け広報について	生活安全部	意見 42	25

性質	指摘事項又は意見の表題	章節の項目	結果	頁
〃	鯉ヶ沢警察署の青森県警察ホームページの掲載写真について	警察署	意見 49	25
〃	青森県警察ホームページにおける警察署管轄地域の明示について	〃	意見 50	25
〃	捜査費 Q&A のホームページにおける公開について	〃	意見 51	25
〃	在留外国人に対する警察署における相談窓口について	〃	意見 52	26
連携	ツキノワグマ出没等情報の記載について	特殊な警察活動	意見 27	26
〃	北朝鮮弾道ミサイル発射への対応について	〃	意見 28	26
	項目数合計 [指摘:1] [意見: 11] [合計:12]			

上表(情報開示)の項目別要約

性質	章節の項目	指摘	意見	計	性質計
固有	事業管理	0	1	1	10
〃	情報公開	1	3	4	
〃	生活安全部	0	1	1	
〃	警察署	0	4	4	
連携	特殊な警察活動	0	2	2	2
	合計	1	11	12	12
性質分類合計 固有[10] 連携[2] 同一[0] 合計[12]					

[本文第 8 章 第 1 節. 事業管理]の監査結果から

青森県警察に係る各種協定について(意見 4)

青森県警察のホームページから各種協定について調査してみると、「山岳遭難、登山地図アプリ「ヤママップ」、「コンパス」の活用に関する協定」、「サイバーセキュリティ対策に関する協定」等の項目があった。

しかしながら、青森県警察との各種協定は、これだけではないはずである。他の都道府県警察では、様々な協定が締結されていることが公開されているため例示を示して提言した。

[本文第 8 章 第 2 節. 情報公開]の監査結果から

青森県警察のホームページについて(意見 5)

青森県警察のホームページは、青森県警察と県民との情報の橋渡しをする機能として重要であり、「個人の生命、身体及び財産の保護に任じ犯罪の予防、捜査、交通の取締り、その他の公共の安全と秩序の維持に当たること」の警察の役割を果たすためにホームページを有効に活用することが求められる。

令和 7 年 5 月 16 日現在の青森県警察と大阪府警察のホームページの内容について比較し、改善検討すべき諸点について記載した。

[本文第 8 章 第 2 節. 情報公開]の監査結果から

警察本部長の就任に伴うメッセージの開示について(意見 6)

警察本部長が就任に当たって、県民に対して公表されるメッセージについてホームページには記載がない。警察本部長が就任に当たってプレス会見で発するものはあるだろうが、文書にて県

民に対して公表したものはない。警察本部長の在任期間は1年半から2年程度と短いのが理由ではないと思われるが、どのような方針で警察行政を運営していくのかを県民に対して発信するのは重要なことではなかろうか。

[本文第8章第2節. 情報公開]の監査結果から

警察における秘匿性と公開・非公開について(意見8)

監査人が問題提起したいのは、他の都道府県警察において公開している情報について青森県警察が非公開としている情報がないかどうか。その合理的な理由はあるのか。その判断は適正であるかどうか。また、過度に非公開になっていないかどうか。

このように問題提起をする理由は、監査過程において予想を超える非公開の資料があったからである。青森県警察の適切な警察行政を運営する上で情報の公開・非公開についての見直しが必要ではないかという提言である。

[本文第8章第2節. 情報公開]の監査結果から

犯罪統計の情報開示を通じた社会的責任について(指摘事項3)

青森県警察のホームページにおいて令和6年確定分として犯罪統計の情報開示を刑法犯の状況として公開している。この犯罪情報のホームページの内容を分析検討した結果について、以下のように問題点を指摘した。

- (1) 青森県刑法犯 認知件数、検挙件数が市町村別の認知件数、検挙件数と不一致
- (2) 青森県刑法犯 認知件数の内訳(凶悪犯、粗暴犯、窃盗犯、知能犯、風俗犯、その他の刑法犯)について月別に展開して記載しているが、簡単な説明がないため刑法犯合計件数との繋がりが分かりにくい。また、図表の作成に工夫が必要である。
- (3) 凶悪犯、粗暴犯、窃盗犯、知能犯、風俗犯、その他の刑法犯のそれぞれの内訳記載がなく、認知件数のみならず、検挙件数、検挙人員の記載がなければ犯罪統計の情報開示とはならない。
- (4) 市町村別のグラフによる表示が分かりにくい。
- (5) 重要犯罪の状況、重要犯罪の窃盗犯の状況の犯罪統計の開示は、青森県刑法犯とは別途にそれぞれ開示している。このため青森県刑法犯との情報の繋がりがあっても係わらず、分断されているため相互の関係性が分からない。
- (6) 一つの市町村に二つ以上の警察署が管轄している場合には、管轄警察署との関係が明らかになった方が住民にとっては分かりやすい。
- (7) 確定値情報の改善版をイメージとして示した。

犯罪発生情報をホームページで一般に公開することで、住民や防犯ボランティア団体、地方公共団体などによる自主防犯活動を促進し、官民一体となった対策が可能となる。このことが青森県警察の社会的な責任を果たすことに繋がるため分かりやすく、しっかりとした情報公開を求めたものである。

[本文第 12 章 生活安全部]の監査結果から

被害者向け広報について(意見 42)

ストーカー及び DV 等被害者保護対策事業の内容は、被害相談者に対する支援、加害者向けに対するリーフレットの配布等であるが、ストーカー及び DV 事件は全国的に増加傾向にあり、相談を検討する被害者が多数存在すると推測されるため、ストーカー及び DV 被害拡大防止や早期の被害把握を行うためにも、被害者向け広報を積極化すべきである。

[本文第 17 章 警察署]の監査結果から

鱒ヶ沢警察署の青森県警察ホームページ掲載写真について(意見 49)

鱒ヶ沢警察署の全景写真は、夜の花火が打ち上げられている時の写真である。昼の時間帯の全景写真の掲載が適切であると考ええる。

[本文第 17 章 警察署]の監査結果から

青森県警察ホームページにおける警察署管轄地域の明示について(意見 50)

青森県の市町村には、複数の警察署が関与される市町村がある。

市区町村	管轄警察署
青森市	青森警察署、青森南警察署
七戸町	七戸警察署、青森警察署
東北町	七戸警察署、三沢警察署、野辺地警察署
六戸町	十和田警察署、三沢警察署

(出所:警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例)

居住している住民は、どこの警察署に連絡すればよいかについては承知している筈であるが、青森県警察のホームページを見る限り複数の市町村を管轄する警察署には情報も地図もない。

青森南警察署は、市町村合併前の浪岡町ということで明確であると思われるが、七戸町、東北町、六戸町については、管轄地域を示した地図があった方がよいと思われる。

[本文第 17 章 警察署]の監査結果から

捜査費 Q&A のホームページにおける公開について(意見 51)

青森県警察では捜査費の内容についてホームページにおいて公開していない。捜査費の支出内容は、支出の特性から厳格な管理が必要であり、会計検査院の検査においても重点的に実施されている。このような視点から高知県警察の事例を紹介し、捜査費に関する基本的な情報開示の必要性について提示した。

高知県警察の捜査費の公開内容(Q&A 形式)は、以下のとおりである。

- 捜査費とは
- 捜査の使途
- 県費捜査費と国費捜査費

- 一般捜査費と捜査諸雑費
- 捜査費の予算額
- 捜査費の執行状況

〔本文第 17 章 警察署〕の監査結果から

在留外国人に対する警察署における相談窓口について(意見 52)

在留外国人の統計資料から分かるように 2022 年から 2024 年にかけて在留外国人人口は増加傾向にあり、今後も増加傾向が続くものと想定される。2024 年前年比較 806 人増加、10.3% 増となっている。また、青森市、弘前市、八戸市に居住する在留外国人の人数は他市町村と比較して多い。

このような事実に着目すると、青森県警察のホームページでは多言語対応として英語、中国語、韓国語の対応がなされているものの、ベトナム人が 2,471 人と多いことから将来的にはベトナム語対応も検討することが必要と思われる。

〔本文第 8 章 第 14 節. 特殊な警察活動〕の監査結果から

ツキノワグマ出没等情報の記載について(意見 27)

ツキノワグマ出没等情報については、青森県自然保護課が注意喚起情報として青森県ホームページにおいて記載している。

この中で「クマに出会わないために」として注意喚起の具体的事例を記載しているが、岩手県のツキノワグマ等による人身被害に関するホームページにおいては、入山する方と農作業従事者の方と分けて記載しており、県民にとっては、このような説明の方がより明確で分かりやすい。

〔本文第 8 章 第 14 節. 特殊な警察活動〕の監査結果から

北朝鮮弾道ミサイル発射への対応について(意見 28)

弾道ミサイルが発射した後の県民に対するお知らせについては、青森県のホームページにおいて明らかにされていない。鳥取県の例を示して、情報開示の必要性を提言した。

第9節. 付言

警察をテーマとする監査をするにあたっては、警察庁との関係から位置づけされている県警察組織の特異性、捜査活動から生ずる秘匿性、多方面にわたる警察業務知識の必要性に鑑みて、どのような監査アプローチを採るのかについて苦慮した。その結果、合規性、有効性、効率性、経済性の視点に立ち、警察組織、設定されている事務事業、リスクの高いと想定される警察業務、警察費の様々な角度から監査対象領域を選定して監査を実施した。

警察不祥事、捜査費、警察改革、監察、犯罪統計の推移分析に基づく根幹理由の追及等については、警察組織の固い鎧を突破して監査するもどかしさに直面した。核心部分を鋭くえぐり、切り込むことを目論んでいたが、想定を超える難関さに忸怩たる思いがある。

青森県の下北半島には5つの原子力関連施設があり、テロ脅威に対する対策や警戒・警護には他県にはない相当な不安があるものと想定される。青森県警察では、自衛隊、海上保安庁、原子力規制庁などの関係機関が連携した対処能力を向上させるための合同訓練を行っているが、抜本的には防衛省、原子力規制委員会等の国の機関におけるガイドライン策定に基づく合同訓練が必要との印象を受けた。

監査の最終段階において、監査報告書の意見原案に対して事実認識が異なるものとして数点の申出があった。これは監査人の事実確認が不足していた点や所管課の説明不足、所管課の説明者が保有していた情報の不足等が考えられる。青森県警察に対しては、適切な情報に裏付けられた明快な説明能力の向上がこれからの警察行政に必要であるとの認識をもった。

最近の都道府県警察が抱える主たる問題点について、組織の硬直化、連携不足、人材不足、不祥事の多発が挙げられている。青森県警察は、縦割り行政による情報共有の停滞や部門間の連携が取りにくくなっていないであろうか。健全な組織体として県民が安全・安心を実感できる青森県を実現する推進組織体であることを願いたい。

これまでの包括外部監査のテーマとして警察を選定した事例は極めて少なく、その中でも警察の本丸を監査した事例は1件程度ではないかと考えている。今後他県においても『警察』を監査テーマとした監査に果敢に挑戦していただきたく、包括外部監査によって都道府県警察の問題点が明らかになって、これが社会的な貢献につながることを期待したい。

第3章. 監査結果の集計

第1節. 性質分類別の監査結果

【図表3-1 性質分類別の監査結果】

(単位:項目数)

性質分類	章節の項目	指摘事項	意見	合計	
計	画	事業管理	1	3	4
	〃	警務部	0	1	1
	〃	警察署	0	1	1
	〃	小計	1	5	6
運 営 管 理	固定資産管理	0	5	5	
	業務委託	2	6	8	
	人件費・労務費	0	1	1	
	警察不祥事	1	1	2	
	公安委員会	0	2	2	
	警務部	1	4	5	
	生活安全部	0	2	2	
	交通部	0	1	1	
	警備部	0	1	1	
	警察学校	0	1	1	
	財政的援助団体	0	3	3	
	小計	4	27	31	
法 令 等 違 反	人件費・労務費	2	1	3	
	交通部	0	1	1	
	小計	2	2	4	
会計管理・内部統制	内部統制制度	1	2	3	
	固定資産管理	1	0	1	
	青森県警察の財務情報	0	2	2	
	小計	2	4	6	
規 定 ・ 業 務 基 準	警務部	0	2	2	
	刑事部	0	1	1	
	小計	0	3	3	
評 価 ・ 対 策	事業管理	1	0	1	
	情報公開	0	1	1	
	生活安全部	0	2	2	
	交通部	0	1	1	
	小計	1	4	5	
情 報 開 示	事業管理	0	1	1	
	情報公開	1	3	4	
	特殊な警察活動	0	2	2	
	生活安全部	0	1	1	
	警察署	0	4	4	
	小計	1	11	12	
	合計	11	56	67	

(出所:監査人作成)

第2節. 章節項目別の監査結果

【図表3—2 章節項目別の監査結果】

(単位:項目数)

章	節	指摘事項	意見	合計
第8章 全般管理	第1節. 事業管理	2	4	6
〃	第2節. 情報公開	1	4	5
〃	第3節. 内部統制制度	1	2	3
〃	第4節. 警察改革	0	0	0
〃	第5節. 固定資産管理業務	1	5	6
〃	第6節. 業務委託	2	6	8
〃	第7節. 人件費・労務管理	2	2	4
〃	第8節. 情報システム及びDX推進	0	0	0
〃	第9節. 警察会計監査規程に基づく運用	0	0	0
〃	第10節. 警察不祥事	1	1	2
〃	第11節. 警察費	0	0	0
〃	第12節. 警察費における国費と県費	0	0	0
〃	第13節. 青森県警察の財務情報	0	2	2
〃	第14節. 特殊な警察活動	0	2	2
第9章 公安委員会		0	2	2
第10章 警務部		1	7	8
第11章 総務室		0	0	0
第12章 生活安全部		0	5	5
第13章 刑事部		0	1	1
第14章 交通部		0	3	3
第15章 警備部		0	1	1
第16章 警察学校		0	1	1
第17章 警察署		0	5	5
第18章 財政的援助団体		0	3	3
	合計	11	56	67

(出所:監査人作成)